

## 短期入所 料金表

当施設からご請求する利用料は以下の2つです。

### ① 介護給付費の1割（定率負担額）

サービス項目	サービス内容	利用単価		
短期入所	介護給付費額の1割をご負担頂きます。  福祉型短期入所サービス(Ⅰ) 短期入所のみのご利用の場合	区分6	日額 892単位	
		区分5	日額 758単位	
	障 害 者	区分4	日額 626単位	
		区分3	日額 563単位	
		区分2以下	日額 492単位	
		区分6	日額 582単位	
		区分5	日額 510単位	
	福祉型短期入所サービス(Ⅱ) 日中活動(生活介護・自立訓練等)をご利用後、 翌朝までご利用の場合(夜間のみ)	区分4	日額 307単位	
		区分3	日額 232単位	
		区分2以下	日額 166単位	
		児 童	区分3	日額 758単位
			区分2	日額 595単位
	区分1		日額 492単位	
	福祉型短期入所サービス(Ⅲ) 短期入所のみのご利用の場合	区分3	日額 510単位	
		区分2	日額 269単位	
		区分1	日額 166単位	
福祉型短期入所サービス(Ⅳ) 日中活動(生活介護・自立訓練等)をご利用後、 翌朝までご利用の場合(夜間のみ)	食事提供体制加算 ※1		日額 48単位	
	栄養士配置加算		日額 22単位	
	短期利用加算		日額 30単位	
重度障害者支援加算(受給者証に記載のある方)		日額 50単位		
送迎加算(施設での送迎をご利用の方)		片道 186単位		
福祉・介護職員処遇改善加算		※2		

※1 食事提供体制加算該当者は、食費が食材料費のみのご負担となります。

※2 福祉・介護職員処遇改善加算

1ヶ月の総単位数に5.0%を乗じた単位数

桜川市における地域区分単価

	桜川市(6級地)
短期入所	10.18円

※ 1ヶ月の総単位数×1単位単価＝サービス利用料

※ サービス利用料×1割＝利用者負担額(定率負担)

・ 定率負担額に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一 般1	市町村民税課税で所得割16万円未満(障害者)	9,300円
	市町村民税課税で所得割28万円未満(障害児)	4,600円
一 般2	上記以外	37,200円

② 介護給付費の対象とならない利用料

食 費	短期入所利用者の食事にかかる費用(食料費+人件費)	日額 1,450円
	朝食 食料費150円 人件費100円	朝食 250円
	昼食 食料費300円 人件費300円	昼食 600円
	夕食 食料費300円 人件費300円	夕食 600円
光熱水費	光熱水費にかかるご本人負担額	日額 309円

※ 食事提供体制加算の該当者は、食費が食料費のみのご請求となります。